

いじめ対策の「い・ろ・は」 2号

令和4年12月 発行 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

いじめ問題についての基本的な認識・理解を深め、児童生徒の気持ちに寄り添うことによって、「いじめ見逃しゼロ」、「いじめの重大事態ゼロ」を実現させましょう！

★今回のトピック “ネットいじめ”

いじめ防止対策推進法

第2条 「いじめ」とは、…心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて…

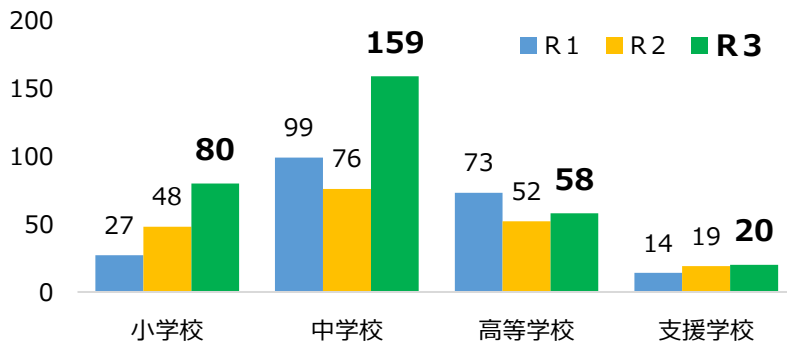
第19条 学校は、…インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう…必要な啓発活動を行うものとする。

「ネットいじめ」には、匿名性が高い、広範囲・不特定多数への拡散、罪悪感の希薄さ、過激化しやすい、発見・実態把握・解決が困難といった特徴があるため、情報モラルを含めたいじめ防止の指導や啓発活動が必要です。

いじめ対策「ネットいじめ」についてのQ&A



Q：「ネットいじめ」について聞く機会が増えていますが、実態はどうなっていますか？



A：「ネットいじめ」は、岡山県（左グラフ）、全国ともに**増加傾向**です。

※岡山県のいじめの態様に占める「ネットいじめ」の比率
小：2.0% 中：10.3%
高：16.4% 特：20.0%

Q：被害児童生徒が、ネット上の悪口に気付いていない場合でも、「いじめ」になりますか？

A：被害児童生徒の立場に立てば、**いじめに当たる可能性**があります。**対応**については、**法に基づきながら検討**する必要があります。

Q：「ネットいじめ」について、学校だけでは解決が困難な場合、どこか相談できる機関がありますか？

A：状況に合わせて、以下の窓口で相談することができます。

プロバイダへ連絡してほしい ⇒ 「**誹謗中傷ホットライン**」（セーフインターネット協会）

プロバイダへ削除要請してほしい ⇒ 「**人権相談**」（法務省）

専門家からの助言がほしい ⇒ 「**違法・有害情報相談センター**」（総務省）

身の危険・財産への被害の恐れ ⇒ **最寄りの警察署、県警生活安全部少年課**



「ネットいじめ」への対応については、**児童生徒にとって先生や学校と一緒に考え、助けてくれる方法・場所を教える存在になることが大切**です。**児童生徒が「必要としている対応」と先生方が「必要だと考えている指導」との間に溝が生じないように**、留意しなければなりません。

★ **ミニ研修「動画投稿サイトへのアップ」** ※校内研修等で、ご活用ください。

同級生の A が C の靴をゴミ箱に捨てる様子を、B が動画として撮影し、動画投稿サイトへアップした。コメント欄には A に対する批判が殺到し、その日の夕方には、投稿したサイト以外にも動画がアップされ、ネット上で炎上することとなった。翌日、この状況に危機感を覚えた同級生の一人が担任へ報告し、本件が発覚した。

Point① 一面的・一方向的な捉え方にならないよう複数で対応する

動画だけで状況判断しようとすると、A が加害、C が被害に見えそうですが、上記例のように、**さまざまなケースが考えられます。複数の教職員で対応し、児童生徒の思いや事案の背景等を見逃さないことが重要**です。

Point② まずは被害児童生徒にしっかりと寄り添う

被害児童生徒の中には、「**先生は話を聞いてくれないし、『暴走』する。(勝手に動く、すぐに指導する。)悩みを聞いてくれないし、相談なんてできるはずない。**」と考え、相談しない場合もあるようです。**被害児童生徒の思いや考えを尊重しながら、加害児童生徒への指導や調査を進めていくことが大切**です。※**解決に向けた方向へ導くことが前提**

Point③ 指導方針を日頃から伝える

児童生徒にとって(保護者にとっても)、**先生や学校が「いつでも相談できる」、「解決方法を一緒に考えてくれる」存在になる**ためにも、**指導方針を日頃から示し、児童生徒に関わることで、先生は「暴走しない」という意思表示につながります。**

◎ **もしかするとこうした可能性も・・・?**

被害者	加害者といじめの行為の具体例
<u>C</u>	<u>A</u> に靴を捨てられた。その様子を、 <u>B</u> に動画で撮られ、アップされた。
<u>B</u> と <u>C</u>	<u>A</u> に靴を捨てられた(C)。Aにその様子を動画に撮り、アップすることを強いられた(B)。
<u>B</u>	<u>A</u> と <u>C</u> が動画を撮り、アップすることに付き合わされた。
<u>A</u>	<u>C</u> に命じられ、靴をゴミ箱に捨てさせられた。その様子を、 <u>B</u> に動画に撮られ、アップされた。
<u>A</u> と <u>C</u>	<u>B</u> に命じられ、AがCの靴を捨てる様子を、 <u>B</u> に動画に撮られ、アップされた。
<u>A</u> と <u>B</u>	<u>C</u> に命じられ、靴をゴミ箱に捨てさせられた(A)。その様子を動画に撮り、アップすることを強いられた(B)。
<u>A</u> 、 <u>B</u> 、 <u>C</u>	<u>D</u> らに上記の動画のアップを強いられ、批判するコメントを書かれたり、他のサイトへ投稿されたりした。
<u>A</u> 、 <u>B</u> 、 <u>C</u>	<u>同級生(複数の可能性)</u> は、面白がって批判するコメントを投稿していたが、結果的には他のサイトへのアップや炎上へとつながってしまった。
<u>A</u> 、 <u>B</u> 、 <u>C</u>	<u>動画を見た誰か(複数の可能性)</u> によって批判が書き込まれ、他のサイトへも動画がアップされた。

◎ **本件について想定される指導及び対応方法の検討の流れ** ★は前提となる対応

★事案についての情報が入り次第、**被害児童生徒からの聴き取り**を行い、迅速に**校内生徒指導委員会等で対応を検討**するとともに、**教育委員会や警察(必要に応じて)への連絡や相談等**を行う。

★いじめの事実がわかる動画や書き込みの証拠としての扱い方(残し方等)、加害者不明の可能性、金品の要求など被害の拡大・犯罪へ巻き込まれないための対応などを、**最寄りの警察署へ連絡や相談等**を行う。

- ① A、B、C、報告してくれた同級生、その他関わりのある者すべてに**事実確認**を行う。
- ② **被害者及びその保護者等への支援**を行う。(被害者及び報告者への寄り添い、保護者との協力・情報共有、指導方針の共有、専門家等による助言等)
- ③ **加害者への指導とその保護者への助言**を行う。(悪質性の理解、保護者の協力、警察等専門家からの指導・助言等 ※面白がってコメントした同級生も含む)
- ④ プロバイダへ**動画の削除等**を求めため、「人権相談」等へ連絡する。(拡散を防ぐ)
- ⑤ 学級(他の同級生)や学年、学校全体での指導を行う。(いじめに対する指導と、情報モラルについての指導は分けて実施)
- ⑥ **再発防止**のため、情報モラルや法的責任についての**全体指導**を行う。(加害者不明の場合も実施)

【参考資料】

- (1)『ネット・SNSの危険から子どもを守れ!—教師・親のための早わかり book—』公益財団法人日本消費者アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT 委員会著、ぎょうせい(2021)
- (2)『スマホやネットが苦手でも指導で迷わない! スマホ時代に対応する生徒指導・教育相談』竹内和雄著、ほんの森出版(2014)